

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
エチオピア	貧困農民支援に関する日本国政府とエチオピア連邦民主共和国政府との間の交換公文	貧困農民への支援に力点を置いた食糧生産の増大に寄与するために必要な生産物及び役務の購入	490,000 千円 H25.3.31 まで	H24.3.6 アデイス アベバで (同日)	日本側 岸野博之在エチオピア大使 エチオピア側 アーメド・シデ財務・経済開発担当 国務大臣	H24.4.5 124号
エチオピア	第四次幹線道路改修計画（詳細設計）のための贈与に関する日本国政府とエチオピア連邦民主共和国政府との間の交換公文	第四次幹線道路改修計画（詳細設計）を実施するために必要な役務の購入	72,000 千円 H27.5.31 まで	H24.12.5 アデイス アベバで (同日)	日本側 岸野博之在エチオピア大使 エチオピア側 アーメド・シデ財務・経済開発担当 国務大臣	H24.12.18 376号
エチオピア	南部諸民族州小中学校建設計画のための贈与に関する日本国政府とエチオピア連邦民主共和国政府との間の交換公文	南部諸民族州小中学校建設計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	1,310,000 千円 H25.12.31 まで	H24.12.5 アデイス アベバで (同日)	日本側 岸野博之在エチオピア大使 エチオピア側 アーメド・シデ財務・経済開発担当 国務大臣	H24.12.18 377号
エチオピア	貧困農民支援に関する日本国政府とエチオピア連邦民主共和国政府との間の交換公文	貧困農民への支援に力点を置いた食糧生産の増大に寄与するために必要な生産物及び役務の購入	490,000 千円 H25.12.31 まで	H24.12.25 アデイス アベバで (同日)	日本側 岸野博之在エチオピア大使 エチオピア側 アーメド・シデ財務・経済開発担当 国務大臣	H25.1.15 10号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月〇日をH〇.△.〇と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。